

2025年度 市報掲載記事

人権啓発コーナー

『心の窓』

～ 振り返り ～



発行：豊後高田市

2025年度の市報に掲載した「心の窓」一覧

- 2026.3 共に暮らす「まち」だから大切にしたい外国人の人権
～お互いを知るために関わろう～
- 2026.2 声かけから始まる 心のバリアフリー
～ 困りごとはみんなで解決する社会へ ～
- 2026.1 「それ本当？」
～うその情報にまどわされ、周囲の人に迷惑をかけないために～
- 2025.12 「じんけん」とは、と聞かれたら
あなたなら、どう答えますか？
- 2025.11 無意識の言葉で傷つく人がいます
「性の多様性」を尊重し合える社会をめざして
- 2025.10 大切なことは「こころで通じ合うこと」
～みんなで築こう 多文化の共生社会～
- 2025.9 「尊敬」の気持ち、言葉と心で表しましょう
～みんなで築こう健康長寿と地域共生社会～
- 2025.8 「部落差別解消推進法」2つのキーワード
それは『まだ差別が存在する』と『情報化の進展』
- 2025.7 子どもからのSOS 大切なことは「気づき」と「相談」
- 2025.6 「女性活躍」それは、すべての方がいきいきと活躍できる社会
- 2025.5 ネット社会の光と影 危険から子どもを守るためにできること
- 2025.4 なくそう、性暴力 悪いのは加害者
4月は若年層の性暴力被害予防月間です。

2026年
3月号

共に暮らす「まち」だから大切にしたい外国人の人権 ～ お互いを知るために関わろう ～

本市で暮らしている外国人は、令和7年6月末現在で1,055人（県公表）となっており、これは、本市の人口の約4.9%、人口比率では県内で別府市に次いで2番目に多いまちとなっています。

身近になっている外国人の人権について、本市が令和5年度に実施した「人権に関する市民意識調査」で、どんな問題があるか聞いたところ、「風習や習慣の違いが受け入れられない」が33.9%と最も多く、次いで「言語の問題で社会的支援を受けられない」が30.3%という結果でした。

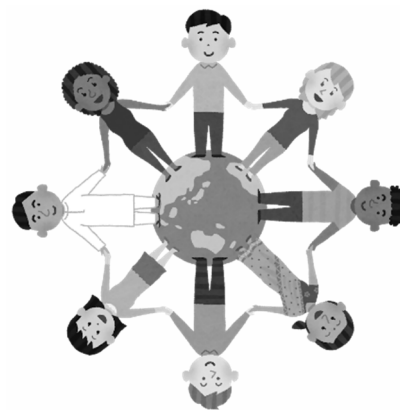
また、注目すべき点として、それらの回答とほぼ同じ割合の約3割の方が「分からない」と答えていることは、この問題への理解がまだまだ浸透していないことや外国人との関わりが少ないことが背景にあるのではないのでしょうか。

■お互いを知り、関心を持つことが大切です

誰もが暮らしやすいと感じる地域にしていくには、お互いの文化や言語を高め合い、関心を持つことが大切です。

「関わらない・分からない」
→「関わる・知ろうとする」

積極的にあいさつや声かけをすることから始めてみませんか？



2026年
2月号

声かけから始まる 心のバリアフリー ～ 困りごとはみんなで解決する社会へ ～

バリアフリーというと、スロープや点字ブロックなどをイメージする方が多いのではないのでしょうか？これらは、障がいのある人や高齢者をはじめ、誰もが安心して生活できるように整えられてきたものですが、どんなに設備が整っていても、私たちの無意識な行為、無関心、思い込みが、「心のバリア」として新たな障壁になることがあります。

心のバリアとは？「無意識の行動」です

無意識の 行動の例

- ・点字ブロックの上に自転車を置いたままにする
- ・困っている人を見かけても、声かけをためらってしまう



心のバリアフリーについて、
詳しくはこちら
(政府広報オンライン)

■「心のバリアフリー」につながる、私たちにできること

- ①日頃から、どんなバリアがあるのかを意識しましょう。
- ②困っている人には、ためらわずに「お手伝いしましょうか」と声をかけましょう。
- ③車椅子や白杖に触れる前に一言かけるなど、相手の立場に配慮する姿勢も欠かさないようにしましょう。
- ④必要な支援は人それぞれです。相手の意志を確認し、一緒に解決方法を考えましょう。

2026年
1月号

「それ本当？」 ～ うその情報にまどわされ、周囲の人に迷惑をかけないために ～

インターネット上にあふれる情報はすべて正しいとは限りません。

以前、地震が起きた際に、「動物園からライオンが逃げ出した」という不確かな情報がSNSなどで出回る騒ぎが大きな問題となりました。

この時、情報を発信した人はもとより、それを信じて、SNSで広げた人も多くの人に迷惑をかける結果となりました。

■うその情報のことを「フェイク」といいます。以下の2点に注意しましょう！

- ・まず、情報を確かめ、不確かな情報を書き込まない（シェアしない）。
- ・書き込みが不特定多数の人に見られる可能性があることを意識する。

「自分はだまされないと思っている人が一番危ない」とも言われます。うその情報を信じ、SNSで広げてしまうことで、他人を傷つけてしまう危険性があることを知ってください。そして、その他の場面でも無意識に他人を傷つけてしまう可能性があることに気づくことが大切です。



※政府広報オンライン「インターネット上の偽情報や誤情報に注意！」もご覧ください▲

2025年
12月号

「じんけん」とは、と聞かれたら あなたなら、どう答えますか？

法務省人権擁護局発行の冊子には、人権とは「生まれながらに持つ、人間が人間らしく生きる権利」と書かれています。世界人権宣言にあるように、人は、人種・皮膚の色、性、言語、宗教、政治上など、いかなる事由による差別を受けることがあってはならないことです。そして、自由に生きる権利を持つことは当然のことです。

また、この冊子には、子どもに人権を説明する際に2つのことが書かれています。

『みんなと仲良くすること』、 『命を大切にすること』

とても分かりやすく大切なことです。特に、人権は命に関わる課題であることを、人権週間を機会に、私たち大人が子どもへ伝えていくことも大切ではないでしょうか。



2025年
11月号

無意識の言葉で傷つく人がいます 「性の多様性」を尊重し合える社会をめざして

「彼氏（彼女）いる？」と話しかけている場面を見ることがあります。しかし、その一言で、毎回、少しずつ心が傷ついている人がいることを考えたことがありますか？

最近、性的少数者（LGBTQ）について、テレビや本などでも知る機会が増え、性的指向（好きになる相手）が異性、同性、どちらでもないなど、人それぞれであることは知られてきています。

「性の多様性」を尊重し合える社会をめざすためには「自分の周りにはいないだろう」という無意識の思い込みに気づき、様々な機会を通じて学び続けることが大切ではないでしょうか？

今月は、性的少数者の人権課題をテーマにした講演会を開催しますので、ぜひご参加ください。



各種調査機関によると、性的少数者の割合は約10%とされています。

また、「SOGIE（ソジー）」という言葉を使うことも増えてきました。これは、性的指向、性自認、性表現の頭文字をつなげたもので、少数者ではなく、性のあり方はすべての人にあてはまるといった考え方です。

2025年
10月号

大切なことは「こころで通じ合うこと」 ～ みんなで築こう 多文化の共生社会 ～

『ステレオタイプ』という言葉聞いたことがありますか？「外国人は・・・」など、特定の集団（人権、性別、職業など）に対する固定されたイメージや思い込み、先入観のことで、時に差別や偏見につながる場合があります。

特に外国の方とは、「言葉の違いが壁となり、話しかけることをためらってしまうことで、関わりもなくなっていく」ということが、その原因として考えられます。

これらを解消するためには、「**勇気をもって、優しい日本語を使い、時にはジェスチャーを交えながら会話することで、相手を知ること**」が一番の近道ではないでしょうか。

法務省が作成した啓発ポスターにこんなキャッチコピーがありました。

通じなかったのは言葉じゃなくて、こころでした。



本市で暮らす外国人の方は、1,055人（令和7年6月末現在・県公表）で、県内で5番目に多い人数となっています。これは、外国人技能実習生等に対する官民共同の受け入れ体制が整っていることや、市民の皆さんが、外国の方と、こころで通じ合ってきたからではないかと思います。

今後も、**先入観や思い込みをなくして交流することで、心をつなげ、お互いの文化を認め合う共生社会の実現を目指しましょう！**

2025年
9月号

「尊敬」の気持ち、言葉と心で表しましょう ～ みんなで築こう健康長寿と地域共生社会 ～

本市の高齢化率は38.1%（令和7年6月末現在）となっており、高齢の方と関わる機会は、今後ますます増えると予想されます。人生の先輩である地域の皆さんを尊敬する気持ちは、誰もが持っていると思いますが、ふとした一言が相手を傷つけているかもしれません。

例えば、こんなこと、言ってませんか？

「もう年だから あまり無理しなくてもいいよ」
「私がやるから、なにもしないで！」

大切なことは、発する言葉で相手がどう感じるかを常に意識することと、そこに尊敬の気持ちを込められているかだと思います。老人週間を機に、日頃、自分が発する言葉やその言葉で高齢者がどう感じるか、よく考えてみましょう！

9月15日から21日までは「老人週間」です

尊敬の気持ちを言葉で！

豆
知
識

■「敬老の日」とは？

9月の第3月曜日で、高齢の方を敬い、お祝いする日

■「老人の日」とは？

9月15日で、高齢の方みずからの生活の向上に努める意欲を促し、助け合う日

2025年
8月号

「部落差別解消推進法」2つのキーワード それは『まだ差別が存在する』と『情報化の進展』

部落差別について「昔はあったけど、今はもうない」といった言葉を聞くことがありますが、人権心犯件数（法務省人権擁護局発表）では、ここ数年、増加しています。

人権侵犯事件数（開始件数）	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
部落差別（同和問題）に関する人権侵犯	221	244	308	433	448

部落差別に関する人権侵犯とは、例えば、交際相手の両親から結婚を反対されたとの申告を受け調査を開始した事案などで、最近では、インターネット上で不当な差別取り扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を指摘するものや、他人への誹謗中傷、個人情報の無断掲載、動画配信など人権侵害につながる行為が増加している現状があります。

2016（平成28）年に「部落差別解消推進法」が施行され、法律の第1条には「現在もなお部落差別が存在する」「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」という重要な2つのことが書かれています。

私たちは、このことを改めて確認し、部落差別の無い社会の実現に取り組むことが大切です。

■「情報リテラシー」とは？

あらゆる情報から正しい情報を読み取る力・信頼できる情報を見抜く力を意味します。

2025年
7月号

子どもからのSOS 大切なことは「気づき」と「相談」

社会情勢の変化に伴い、子どもを取り巻く環境も大きく変わっています。中でも「いじめ」や「虐待」は子どもの人権を侵害する重大な問題です。これらを防ぐためには、学校や家庭はもとより、地域社会全体で子どもたちの様子に「気づき」、見守っていくことが大切です。

そして、もう一つ大切なことは、子どもが「相談」しやすい環境づくりです。対面や電話の他にも、最近ではSNS人権相談窓口で問題解決につながった事例もあります。インターネットは使い方を誤るとトラブルに巻き込まれるマイナス面がある一方で、適切に利用すれば解決につながるプラスの面があります。日ごろから、周りの大人が、子どもが利用できる相談先が複数あることを知り、子どもに伝えるなど、相談しやすい環境づくりを進めましょう！

子どもは
地域の宝です！

見守り、声かけをお願いします

- ①まずは、あいさつから
- ②自治会、交通安全など団体で関わると効果的です。



文部科学省
「子どものSOS
相談窓口」

子ども向け
相談窓口を
ご利用ください

■こどもの人権110番（法務省）

0120-007-110

■24時間子どもSOSダイヤル（文部科学省）

0120-0-78310

2025年
6月号

「女性活躍」それは、すべての方が いきいきと活躍できる社会

「女性がいきいきと働きやすい職場」といえば、どんなイメージを持ちますか？例えば「更衣室完備や育児休業取得率が高い」、「保育所送迎などで時差出勤ができる」などの制度が充実している・・・。

これらは、女性のもとよりすべての方にとって働きやすい職場ではないでしょうか？そんな職場をめざす取り組みを宣言し、実践中の企業が県内には多くあり、本市でも3月末現在で、14の企業（県HP参照）が目標を宣言しています。ぜひ、このような取り組みを多くの方に知っていただきたいです。

このような取り組みの一つひとつが、「すべての方がいきいきと活躍できる社会」の実現に向けて、大きな力になると言えます。

6月23日～29日は
『男女共同参画週間』

誰でも、どこでも、自分らしく



女性活躍応援県おおいた
「令和7年度企業の女性活躍推進宣言」



2025年
5月号

ネット社会の光と影 危険から子どもを守るためにできること

最近では、子どもが自分のスマホを持ち、SNSやゲーム、調べ物などでインターネットを利用することが多くなっています。国が令和5年度に実施した調査では、自分専用のスマホを使用する割合は、小学生で70.4%、中学生で93%、高校生では99.3%に達しています。

インターネットは、有益な情報が多い反面、悪影響を及ぼす不適切な情報も存在します。危険、有害なサイトにアクセスできないように制限する「フィルタリング機能」などの利用や子どもたちがトラブルに遭わないための「家庭内ルールを作ること」が大切です。

家庭内ルールの例

- ・名前や顔写真、学校名などは投稿しない
- ・友達にメールなどのやりとりを強要しない
- ・利用する場所や時間を決める
- ・トラブルが起きた場合は、すぐに相談する

押し付けでなく、子どもと一緒に考えることが大切です。
子どもの成長に合わせてルールの見直しも検討を！

トラブルは「待ったなし」

保護者ができる3つのポイント

「①アクセス状況把握 ②アクセス制限 ③ルール作り」の確認を！



政府広報オンライン
「ネットの危険から子どもを守るために保護者が知っておきたいこと」

2025年
4月号

なくそう、性暴力 悪いのは加害者 4月は若年層の性暴力被害予防月間です。

4月は進学や就職等に伴い、10～20代の若年層の生活環境が大きく変わり、性被害に遭うリスクが高まる時期です。令和5年6月の内閣府調査によると若年層（16～24歳）の約4人に1人が何らかの被害に遭っており、その半数以上は誰にも相談していないという結果が出ています。

■被害に遭わないために ～性被害の巧妙な手口に対しては？～

「簡単にお金が稼げる」「友だちもやってるから大丈夫」などの誘いは要注意！

→個人情報や安易に教えない、嫌なことはハッキリ断るなどの対応をしましょう。

■もしものときは！ ～被害を受けた方へ伝えたいこと～

相手と対等な関係でなかったり、嫌と言えない状況など、どのような関係・状況であっても、同意のない性的な行為は、例え、パートナーであっても、すべて「性暴力」です。

あなたは悪くありません。決して一人で抱え込まず、まず、相談してください。

【相談窓口】秘密厳守・無料・24時間対応 ※キュアタイムは下記時間

①おおいた性暴力救援
センターすみれ

#8891

はやくワンストップ



②性犯罪被害相談電話
(警察)

#8103

ハートさん

③性暴力に関するSNS相談
Cure time (キュアタイム)

チャット相談時間

17:00～21:00



キュアタイムHP